

平成 21 年 7 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 日本エスコン
代表者名 取締役社長 直 江 啓 文
(J A S D A Q ・ コード 8892)
問合せ先 執行役員 古 川 格
電 話 06-6223-8067

社債の期限の利益喪失に関するお知らせ（経過報告）

当社は、平成 21 年 6 月 29 日付「社債の期限の利益喪失に関するお知らせ」および平成 21 年 6 月 30 日付「(訂正)「社債の期限の利益喪失に関するお知らせ」の一部訂正について」にてお知らせしました通り、当社が発行しております株式会社日本エスコン 2009 年 7 月 30 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本件転換社債」といいます。）について、その支払代理人である Daiwa Securities SMBC Europe Limited, London, Geneva Branch から、本件転換社債の全部を直ちに償還すべき旨を宣言する書面による通知の送付を受けておりましたが、本日 7 月 13 日、同通知に従い、本件転換社債の全部につき期限の利益を喪失いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は、平成 21 年 6 月 22 日付「事業再生 ADR 手続及び今後の事業再生への取り組みに関するお知らせ」にてお知らせしました通り、産業活力再生特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下「事業再生 ADR 手続」といいます。）の下で事業再生に取り組んでおり、平成 21 年 7 月 3 日付「事業再生 ADR 手続の進捗状況に関するお知らせ」にてお知らせしました通り、同日開催された同手続に基づく事業再生計画案の概要の説明のための第 1 回債権者会議において、借入金元本返済の一時停止の期間を平成 21 年 9 月 28 日まで延長することについてご承認いただき、同年 9 月 28 日開催予定の事業再生計画案の決議のための第 3 回債権者会議において全手続対象債権者の合意により事業再生計画に対する承認を得、同計画に基づき再生を図ることを目指しております。

当社は、本件転換社債につきましても、平成 21 年 7 月 23 日に社債権者説明会を開催し、事業再生 ADR 手続に至った経緯及び事業再生 ADR 手続の現状等をご説明したうえ、事業再生 ADR 手続における取引金融機関に対する借入金元本返済の一時停止と同様、平成 21 年 9 月 28 日までの間、支払を猶予していただくことを予定しております。そして、事業再生 ADR 手続における取引金融機関との間の事業再生計画案の協議と併行するかたちで、本件転換社債の取扱いについて協議させていただく予定であります。

以上